施設等利用認定を受けた方の償還払い (施設等利用費の支給について)

概要

施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)を受けた方が、施設等利用費の支給を受けるには償還払いの手続きが必要です。償還払いとは、一旦保護者が支払った利用料を、保護者の請求に基づき、 熊本市が保護者に支給する仕組みです。

【対象者について】

施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)を受けた方です。 認定を受けた方には、施設等利用給付認定通知書をお送りしています。

【対象となる施設やサービスについて】

対象となる施設及びサービスは原則として以下のとおりです。

【主な対象施設一覧】

- ●幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育
- ●認可外保育施設
- ●一時預かり事業
- ●病児・病後児保育事業
- ●ファミリー・サポート・センター事業



なお、実際に利用する施設やサービスが対象となるかについては熊本市ホームページをご確認ください。

支給額(上限額)及び使用する様式について

施設等利用費の支給額は、上限額と実際の利用料を比較し、低い方の金額となります。

【認可外保育施設等に在園中の方】Aの請求書を使用

認可外保育施設及び一時預かり事業等の利用料について、施設等利用費の支給額は、月額上限額(新2号認定37,000円、新3号認定42,000円)と実際の利用料のいずれか低い方の金額となります。

【幼稚園等に在園中の方】®の請求書を使用

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育について、施設等利用費の支給額は、「利用日数×日額単価450円」(月額上限額:新2号認定11,300円、新3号認定16,300円)と実際の利用料のいずれか低い方の金額となります。

また、幼稚園等に在籍しているが、幼稚園等の預かり保育の実施時間が短いなど、十分な水準にない場合、上限額の範囲内で預かり保育に加え認可外保育施設等の利用も無償化対象になります。

償還払いの手続きについて

償還払いにより施設等利用費の支給を受けるには、保護者が「施設等利用費請求書」に必要書類を添えて提出する必要があります。手続きの流れは以下のとおりです。

- 1. 利用した施設から「領収証」、「提供証明書」が発行されます。
- 2.「請求書」に必要事項を記入のうえ、「領収証」、「提供証明書」、「振込先の口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)」を添付して保育幼稚園課に提出してください。
- ※請求する権利は、**施設利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅します**ので
- ご注意ください(例:令和6年4月利用分の請求は、令和8年4月末日までに申請してください)
- ※同月内に複数の施設を利用している場合は**1か月分をまとめて申請してください。**
- 3. 保育幼稚園課にて確認・審査を行い、指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

請求書等の提出について

電子申請または郵送による申請のいずれかでお手続きください。

●電子申請

スマートフォン等による電子申請が便利です。詳細は、市ホームページを ご覧ください。

ただし、園で取りまとめのうえ市にご提出される場合は、これまで通り園に書類をご提出ください。



熊本市ホームページ

●郵送による申請(郵送の際は、必ず切手を貼ってください)

【郵送先】〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市保育幼稚園課 給付班 償還払い担当者 宛

年間受付スケジュール

申請受付期間	受付対象時期	支払時期
4月1日~4月30日	1月から3月までの利用分	5月下旬
7月1日~7月31日	4月から6月までの利用分	8月下旬
10月1日~10月31日	7月から9月までの利用分	11月下旬
1月1日~1月31日	10月から12月までの利用分	2月下旬

- ※締切は各申請受付期間の末日です(郵送の場合は、締切必着)
- ※申請受付期間以外は、受付を行っておりません
- ※申請受付期間に間に合わなかった場合は、次回の受付期間に前回分と合わせて請求 できます(ただし、2年以内)。

提出には次の4点が必要となりますので、ご確認ください。

- ①「施設等利用費請求書(償還払い用)」
- ②「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」
- ③「特定子ども・子育て支援提供証明書」
- 4 「振込先の口座情報が確認できる通帳の写し等」

②③は利用した 施設が発行したもの

(②③が一枚にまとめてある場合もあります)

- ※④は今回初めて請求される方、口座を変更される場合のみ必要です。(通帳の写しのほか、銀行の口座情報を印刷したものでも可。)変更がない場合は、必要ありません。
- ※④はきょうだい等で請求対象となる認定こどもが複数の場合は、それぞれ添付してください。
- ※新たにマイナポータルでの公金受取口座の活用を希望する場合は別途ご連絡ください。

問合せ先:熊本市保育幼稚園課 TEL:096-328-2568

すべて、黒又は青のボールペンでご記入ください。 (消せるボールペン、鉛筆、修正テープは使用不可)

記入例

請求日 令 和 〇 年 〇 月 〇 日

熊本市長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)



幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。また、熊本市より当方に支払われる利用費の請求 並びに受領に関する一切の権限を、熊本市保育幼稚園課長(同課長に事故あるときは、保育幼稚園課副課長)に委任しま

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 請求者と認定子どもが、熊本市内に居住していることを熊本市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを熊本市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を熊本市が対象施設に確認すること。

4. 誤	税状况を)	熊本市か	催認する	らこと。												_	
1. 施設等	利用給付認	烈定保護 者	き(詰求す	峇)			初め	て請求	される	方は	:O 8	入れ	てく	ださい	\ =	>	
フリガナ		クマモト	タロウ								-0000						
					_			現	熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番(り号			
		能本	太郎		認定 子どもとの	父	住	È									
氏 名						- 抗柄		所等	電話:			90)—0	00	<u> </u>
	※振込先は	·詰求老名』	差の口座:	です。													
	7. JK ZE 7616		及び口圧	C 7 °					電話番号に	は日中	に連絡の	取れる番	号をご記	己入くだ	さい。		
						お願いしまっ	J				等利用 記入し					れている	る番
2. 認定子	ども(認定	<u>子どもご</u>	とに請え	<u> 求してく</u>	<u>ださい)</u>					Ļ							
法第30条の4の認定区分 ✓ 新2号 □ 新3号 認定番号								OC	000	0							
生年	月日	20**	年	0	月	30	日	フリ	ガナ			ク	マモ	h :	ジロウ	1	
請求期間	引 R	RO年 O	月 1日	I ~ R	O年 C)月 31日		В	名				熊本	=	郎		
			今回請求	する期間を	記入してく	ください。	_										
3. 償還払	いの振込券	トを記えし トを記えし	てくだ	(X)	(詰求者)	と同じ口に	<mark>」</mark> 本夕盖α	い振込み	- な								
0. 良速は					NIH WIT		工口我 。		くだる	記入	いただ	いた謂	求者の)名義(り口座る	を記入し	^{)て} -
当てはまる	らものに〇		新規	• (変		前回	と同じ		7/20	2010	,,,,			- 0 1107	•		
			金融機	関名				預金	產 種	目	Ø	普通	i c] 当	坐		
	銀行・信用金庫						本店		基番	号	0	0	0	0	0	0	0
00	00				00	00	支店										
		農協・信用組合					口座名義人 (カタカナ)										
※振込先が前	回と変わらな	ない方は振え	込先の記 <i>入</i>	は不要で	<u>す。</u>												

A 在籍する幼稚園・認定こども園・蛙剛支援学校について記入

一	八
フ リ ガ ナ 〇〇〇ヨウチエン	所 在 地 〒
施 設 名 称 〇〇〇幼稚園	(市外の場合の み記入) 電話:
上記「2. 認定子ども」の請求期間における在籍状況	□期間中在籍 □途中入園した ☑途中退園した
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月!	日を記入 RO 年 O 月 15 日

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1) ①~②に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

	フリガナ	所在地	₸
1	施設名	(市外の場合のみ 記入)	電話:
	フリガナ	所在地	₸
2	施設名	(市外の場合のみ 記入)	電話:

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期体業中・休日の会計)関係日数200日未満の場合のみです。 必ず請求額まで記載をお願いします。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

<u>0. 仕</u>	相图	の万人	ハック	休月争果と	、心り2	下休日	心政マ	手の利用(次)		ノる肥政	守州川镇	の貝逐仏し	・調水り	ハハハでも	: <u>/\</u>	
在籍園の預か							の預かり保育	り保育事業				施設等				
	利用年月		施設に支払った金額 (保育料) (a)※3		利月日		対象額 (450×利	貝(D) /氏I		金額の を記入 c)	に支払った 金額(d) ※2 ※3		(「c+d」; 限額の低! 入	ハ方を記		
令和(年	0	月	1, 400	丑	3	日	1, 350	円	1, 35	50 円	0	円	1, 350		
令和(年	0	月	3, 000	円	8	日	3, 600	円	3, 00	00 円	0	円	3, 000	円	
令和(年	0	月	500	円	1	旧	450	円	450	円	0	円	450	₹	
				退園又は市町村 S期間中の利用					円	「蛇っ口	製中の担心	N1			円	
	一一	Z	73	שויאלסיבושונאיפ	口奴で記。	XU (\)	Д	•	円	※月途	→【新2号認定の場合】 ※月途中の認定や転出等がない場合は、月額 → 11.300円が上限となります。					
	年		月		円		日		円	11,30	0円が工限	こなりまり。			円	
	年		月		円		日		円		円		円		円	
	年		月		円		日		円		円		円		円	
	年		月		円		日		円		円		円		円	
	年		月		円		日		円		円		円		円	
	年		月		円		日		円		円		円		円	
	年		月		円		日		円		円		円		円	

- ※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間 未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※3 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
- ※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。
- ※5 12か月以上となる請求書は、2枚目に記入し、1枚目と合わせて提出してください。

~提出前にチェックしてください~

- ☑ 請求書(本紙)に漏れなく記入した。(氏名、生年月日、振込口座等)
- ☑ 請求者と口座名義は一致している。
- ☑ 領収書(原本)
- ☑ 提供証明書(原本)
- ☑ 振込先の口座情報が確認できる書類(通帳見開きの写し等) 今回初めて請求される方、口座を変更される場合のみ
- ☑ 消せるボールペン、修正テープなどを使用していない。
- ☑ 封筒に切手を貼った。(郵送の場合のみ)
- 注意:施設等利用費の請求については、<u>過去2年までさかのぼって請求できますが、2年を過ぎると請求できなくなるのでご注意ください。</u>利用費が決定した翌月1日が起算開始日になります。

А	С	Н

請求日 年 日

熊本市長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)



幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。また、熊本市より当方に支払われる利用費の請求 並びに受領に関する一切の権限を、熊本市保育幼稚園課長(同課長に事故あるときは、保育幼稚園課副課長)に委任しま す。

なお、施設等利用	用費の審査にあたり、次の	事項に同意します	す。									
1. 請求者と認	定子どもが、熊本市内に居	住していることを	を熊本市	†が住民	基本台帳	で確認	はする	こと。				
2. 実際に利用	していることを熊本市が対	象施設に確認する	ること。									
	払い状況を熊本市が対象施	設に確認すること	느。									
4. 課税状況を	熊本市が確認すること。										_	
			den 14.	= =	. l. 7	· 🔷 -		_ , _	. ـــ د	. 📤		
1. 施設等利用給付認	忍定保護者(請求者)		例の		れる方は	т С е	八八八	(()	こさい	, –		
フリガナ				=	Ŧ							
		初中		現								
		認定 子どもとの		住	3 to + 0 '	LEE DIL I	20	<i>~</i> ++				
氏 名		続柄		171	通知文の送付は 電話:	「 原則、上	記列(し	行いより	0			
				1	电品:							
※振込先は	請求者名義の口座です。			Till the state of	電話番号は日中	口に連絡の	取れる番	号をご記	入くだる	きい。		
2. 認定子ども(認定	子どもごとに請求してくた	さい)										
法第30条の4の認			₽	認定	番号							
			_									
生年月日	年	月	日	フリカ	カナ							
請求期間	年 月 日 ~	年 月 日		氏名	名							
H13.3.454314-3					_							
3. 償還払いの振込券	もを記入してください(※	請求者と同じ口座	名義の	振込先を	を記入し	てくだ	さい)					
当てはまるものに〇	新規 • 変	更・前回と	上同じ		初めて請求の前回と変わり						変更」、	
				1	前回と変われ	3 % 0 .73 18	60 00 0	, IPJ C J 14		•		
	金融機関名			預金	種目		普通	i 🗆] 当 [<u>×</u>		
	銀行・信用金庫		本店	口座	番号	Ļ						
			 支店	- Æ	H 7							
	農協・信用組合				名義人							
	·		出張所	(カタ	オカナ)							
※恢込先か則回と変わらな	ない方は振込先の記入は不要です	•										

4. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

	1— 1°P	, ,	V - 77 I		17/77/2/2/2/1/7/	С НО.									
フ	IJ	ガ	ナ				所 在		地	₹					
施	設	名	称				(市外の) み記。			電話:					
上	記「2	. 認	定子	ども」の請求期間に	おける在籍状況	ļ		期間	間中	中在籍	口途中入	、園した	□途中退	園した	
上	記で、	途	中入	入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入 年 月					日						

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1) ①~②に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

	1	フ リ ガ ナ 施 設 名	所在地 (市外の場合のみ 記入)	電話:
I		フリガナ	所在地	〒
	2	施設名	所在地 (市外の場合のみ 記入)	電話:

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

). 1工和图V	ノゴスル・ク	不月尹未と、心り7	下休日心以下	Fの利用(次)参照/にの!	/ 心心政守門用貝	の良速が明れり	アドラハでロン
			在籍園(認可外保育施設等	請求額 ※4		
利用年	月	施設に支払った金額 利用 対象額(b) (保育料)(a)※3 日数 (450×利用日		対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)	に支払った 金額(d) ※2 ※3	(「c+d」か月額上 限額の低い方を記 入)
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円

^{※2 「}認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間 未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

- ※3 <u>上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。</u>
- ※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。
- ※5 12か月以上となる請求書は、2枚目に記入し、1枚目と合わせて提出してください。

~提出前にチェックしてください~
口 請求書(本紙)に漏れなく記入した。(氏名、生年月日、振込口座等)
□ 請求者と口座名義は一致している。
□ 領収書(原本)
□ 提供証明書(原本)
口 振込先の口座情報が確認できる書類(通帳見開きの写し等) 今回初めて請求される方、口座を変更される場合のみ
口 消せるボールペン、修正テープなどを使用して <u>いない</u> 。
口 封筒に切手を貼った。(郵送の場合のみ)
注意:施設等利用費の請求については、過去2年までさかのぼって請求できますが、2年を過ぎると請求で
きなくなるのでご注意ください。利用書が決定した翌日1日が起質関始日になります。

^{※1 「}在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。